



国 監 告 第 1 6 号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した随時監査に係る監査結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年2月26日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 中 川 喜美代

## 例月出納検査（随時監査）監査結果

### 1. 随時監査

#### (1) 種類

地方自治法第199条第1項及び第5項

#### (2) 概要

実施期間

ア. 事前調査

平成27年2月2日（月）から平成27年2月13日（金）まで

イ. 実施

平成27年2月20日（金）

対象部局

教育委員会学校給食センター

#### (3) 対象事項及び範囲

対象事項

平成26年度国立市一般会計（歳出）

第一給食センター食器洗浄システム機器購入（1月26日支払分）

予算科目 10.05.01.18（03）

支出額 30,348,000円

対象範囲

財務に関する事務の執行等

一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

#### (4) 手続き

実施通知 平成27年2月2日（月）

資料提出期限 平成27年2月12日（木）正午

事前調査 事務局による調査（前記のとおり）

実施 監査委員による監査（前記のとおり）

ア. 先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

#### (5) 監査の着眼点

共通事項

ア. 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ. 予算の執行の手続きは適正か。

ウ. 決裁は、定められた手続きを経ているか。

個別事項

ア. 契約行為は決められた手続きを経ているか。

イ. 機種の設定は妥当か。

ウ. 機器の納入時期は適切か。

- エ．給食への影響はなかったか。
- オ．備品登録は適正に行われているか。
- カ．支払いは適正な時期に行われているか。

( 6 ) 結 果

概 評

対象事項を監査した結果、良好であった。

個別事項

ア．指摘事項 なし

イ．要望事項 なし

以 上